

ほうふ産米次年度生産緊急応援事業補助金交付要綱

令和3年1月20日制定

(趣旨)

第1条 この要綱は、令和2年度のトビイロウンカや台風による被害により、作況指数は過去最低を記録し、農業者の生産意欲の減退が課題となる中、次期作に向けた種子の購入支援を行う「やまぐち米次年度生産応援事業実施要領」(令和3年1月7日付け令2農業振興第1052号)に基づく「ほうふ産米次年度生産緊急応援事業」に係る市の補助金の交付について必要な事項を定めるものとする。

(補助金の交付及び事業種目等)

第2条 市長は、予算の範囲内で、前条の事業に要する経費について補助金を交付する。

2 前項の規定による事業の事業種目、事業内容、補助率及び事業実施主体は、別表1に掲げるとおりとする。

(補助金の交付申請)

第3条 前条の規定による補助金の交付申請をしようとする事業実施主体は、補助金交付申請書(第1号様式)を、市長が定める期日までに市長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第4条 市長は、前条の補助金交付申請書の提出があった場合において、その内容を審査し、補助金を交付することが適当であると認めたときは、補助金の交付を決定し、その旨を事業実施主体に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付を決定する場合において、必要と認めるときは、条件を付することができる。

(補助事業変更の承認)

第5条 事業実施主体は別表1の重要な変更の欄に掲げる変更を加えようとするときは、補助金変更承認申請書(第2号様式)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の補助金変更承認申請書の提出があり、その内容について適正であると認めるときは、その旨を事業実施主体に通知するものとする。

(申請の取下げ)

第6条 第4条第1項の規定による通知を受けた事業実施主体は、当該通知に係る補助金の交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、当該通知を受けた日から起算して20日以内に当該申請の取下げをすることができる。

2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付決定はなかったものとみなす。

(事業の中止又は廃止)

第7条 事業実施主体は、事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめその理由及び事業の遂行状況を市長に届け出て、その指示を受けなければならない。

(実績報告)

第8条 事業実施主体は、事業を完了したときは、完了した日から起算して20日を経過した日又は補助金の交付決定のあった年度の3月31日のいずれか早い日までに、事業実績報告書(第3号様式)を市長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第9条 市長は、前条の実績報告書の提出があった場合において、その内容の審査及び必要に応じて行う現地調査の結果、適当であると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、その旨を事業実施主体に通知するものとする。

(補助金の交付)

第10条 前条の規定により通知を受けた事業実施主体は、補助金の交付を受けようとするときは、補助金請求書(第4号様式)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、必要があると認めるときは、第4条第1項の規定による通知に係る金額の範囲内で、概算払により補助金を交付することができる。

3 事業実施主体は、概算払により補助金の交付を受けようとする場合は、補助金概算払請求書（第5号様式）を市長に提出しなければならない。

（他の用途への使用禁止）

第11条 補助金の交付を受けた事業実施主体は、当該補助金を他の用途に使用してはならない。

（報告及び検査等）

第12条 市長は、必要があると認めるときは、事業実施主体に対し事業実施状況等について報告を求め、帳簿その他関係書類若しくは事業の施行状況を検査し、又は事業の施行上必要な指示をすることができる。

（補助金の交付決定の取消し等）

第13条 市長は、事業実施主体が次の各号の一に該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- （1） この要綱に違反したとき。
- （2） 補助金の交付に関して付した条件に違反したとき。
- （3） 事業の施行方法が不相当であると認められるとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し既に補助金が交付されているときは、当該事業実施主体に対し、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

（関係書類の整備）

第14条 事業実施主体は、事業の施行状況及び当該事業に係る収支について一切の状況を明らかにする帳簿その他関係書類を整備し、補助事業完了の年度の翌年度の初日から起算して5年間保存しなければならない。

（その他）

第15条 この要綱に定めるもののほか、この事業の実施につき必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年1月20日から施行する。

別表 1

事業種目	事業内容	補助率	事業実施主体	重要な変更
種子購入緊急 助成対策	被害回避対策を実施した農業者が次年度も水稲生産を継続する意欲を持つことができるよう、次年度作付に要する種子購入経費を補助	事業実施主体が令和3年度作付用として販売するための種子を仕入れる価格の10/10以内	山口県農業協同組合	1 事業費の30%を超える増減 2 事業の新設又は廃止

第1号様式

ほうふ産米次年度生産緊急応援事業補助金交付申請書

年 月 日

(宛先) 防府市長

住 所

氏 名

ほうふ産米次年度生産緊急応援事業を下記のとおり実施したいので、ほうふ産米次年度生産緊急応援事業補助金交付要綱第3条の規定に基づき、補助金 円の交付を申請します。

記

1 事業内容

利用区分	品種	包装区分	単価 (円/kg) ①	種子量 (kg) ②	事業費 (円) ③=①×②
種子 販売					
育苗 利用					
計	—	—	—		

2 総事業費及び負担区分

(単位：円)

総事業費	負担区分		
	県費	市費	その他

3 収支予算

4 事業完了(予定)年月日 年 月 日

5 添付資料

第2号様式

ほうふ産米次年度生産緊急応援事業補助金変更承認申請書

年 月 日

(宛先) 防府市長

住 所

氏 名

印

年 月 日付け 第 号で補助金交付決定通知のあったほうふ産米次年度生産緊急応援事業の実施については、下記のとおり変更したいのでほうふ産米次年度生産緊急応援事業補助金交付要綱第5条第1項の規定に基づき、関係書類を添えて申請します。

記

(注) 記の記載方法は、様式第1号に準ずるものとする。

この場合において、交付決定により通知された「1事業内容」及び「2総事業費及び負担区分」と変更後の「1事業内容」及び「2総事業費及び負担区分」とを容易に比較対象できるように変更部分を2段書きとし、変更前を括弧書きで上段に記載すること。

また、添付書類については、交付申請書に添付したものから変更があったもの限り添付すること。

第3号様式

ほうふ産米次年度生産緊急応援事業実績報告書

年 月 日

(宛先) 防府市長

住 所

氏 名

印

年 月 日付け 第 号の補助金交付決定通知に基づき、下記
のとおり事業を実施したので、ほうふ産米次年度生産緊急応援事業補助金交付要綱第8条
の規定に基づき、その実績を報告します。

記

(注) 記の記載方法は、様式第1号に準ずるものとする。

なお、支出の内容が分かる証拠書類の写しを添付すること。

第4号様式

ほうふ産米次年度生産緊急応援事業補助金請求書

年 月 日

(宛先) 防府市長

住 所

氏 名

印

年 月 日付け 第 号で確定通知のあった補助金について、ほうふ産米次年度生産緊急応援事業補助金交付要綱第10条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付されるよう請求します。

記

事業種目	補助金事業に 要した経費	市補助金 確定額	既受領額		今回請求額	
			金 額	出来高	金 額	出来高
	円	円	円	%	円	%
合 計						

振込先

振込先 金融機関名	銀行・信用金庫・労働金庫・ 農協・漁協・信用組合					
	支店・店・支所・出張所					
口座番号・種別						1:普通 2:当座 3:その他 ()
口座名義 カタカナで記入 願います						

第5号様式

ほうふ産米次年度生産緊急応援事業補助金概算払請求書

年 月 日

(宛先) 防府市長

住 所

氏 名

印

年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった補助金について、ほうふ産米次年度生産緊急応援事業補助金交付要綱第10条第3項の規定に基づき、下記により金 円を概算払により交付されるよう請求します。

記

事業種目	補助金事業に 要する経費	市補助金 交付決定額	既受領額		今回請求額		残 額	
			金 額	出来高	金 額	出来高	金 額	出来高
	円	円	円	%	円	%	円	%
合 計								

振込先

振込先 金融機関名	銀行・信用金庫・労働金庫・ 農協・漁協・信用組合					
	支店・店・支所・出張所					
口座番号・種別						1:普通 2:当座 3:その他 ()
口座名義 カタカナで記入願います						

